

令和6年度施政方針

安心の充実と 新たな魅力の創造へ

高山市長は、市議会3月定例会初日の2月20日、令和6年度の市政運営の基本的な考え方や、重点的に取り組む施策などを示す「施政方針演説」を行いました。その概要を紹介いたします。

近年、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。新東名高速道路のインターチェンジ開通により、交通アクセスが飛躍的に向上したことで、周辺の産業拠点整備が進むとともに、伊勢原駅北口市街地再開発の再始動、小田急電鉄株式会社の総合車両所の建設計画がスタートするなど、持続的な発展に向けた環境づくりが進んでいます。

ICT化の急速な進展により、今後はデジタル技術を活用した市民サービスの充実や利便性の向上が求められると捉えています。

また、地域防災計画の見直しを進めている中で、元日に令和6年能登半島地震が発生しました。市民の安全・安心を確保するため、大規模災害に備えた体制の構築を、計画的に進めていく必要があると考えています。

令和6年度予算は、「人と自然と歴史が織りなす暮らしやすさ実感都市伊勢原の実現に向けて、第6次総合計画実施計画の重点事業を着実に推進することを目指して編成しました。

第一に、市民の安全・安心に配慮し、必要な行政サ



市長

ビスの継続性を確保することを基本としました。予算計上事業では、改めて事業の内容、実施方法を精査し、必要最小限の額としました。その上で、子どもを安心して産み育てることができ環境の充実や、伊勢原駅北口市街地再開発事業、都市計画道路田中笠窪線整備事業など、必要な投資については継続・拡充を図りました。

伊勢原駅・愛甲石田駅周辺における市営自転車等駐車場の再整備に向けた自転車等駐車場整備計画を策定するとともに、伊勢原駅南口自転車駐車場の修繕計画を作成します。

さらに、行政改革やICT化の推進など、事務事業の効率化を図る取り組みへの財源を配分するほか、公共施設の長寿命化、市立中学校の在り方検討をはじめとする課題解決に向けた取り組みなど、未来への道筋をつける予算編成に取り組ましました。

市体育館エントランスホールの空調設備の改修工事を実施し、体育館を訪れる市民に快適な環境を提供するとともに、避難所としての機能強化を図ります。

「妊産婦健康診査等」に係る費用の一部助成に加え、「多胎妊婦健康診査」の費用助成を開始して経済的負担の軽減を図るとともに、令和6年10月から小児医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大し、子育て支援の一層の充実を図ります。

子どもや若者のひきこもりに関する実態調査を行う

主な取り組み

桜台小学校にマンホールトイレユニットおよび収納庫を整備し、避難所における衛生環境の向上に努めます。

子どもや若者のひきこもりに関する実態調査を行う

伊勢原市共同消防指令センターにおける消防総合指令システムや、消防救急デジタル無線設備の整備を進め

子どもや若者のひきこもりに関する実態調査を行う

とともに、居場所づくりやセミナーを行うなど、当事者や家族への支援に努めます。

学校施設個別設計計画に基づき、比々多小学校体育館の屋根・外壁の改修工事、中沢中学校校舎の屋上・外壁の改修工事を実施するほか、学校教育を取り巻く環境変化に対応し、教育条件の維持と改善を図るため、市立小中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針の策定などに取り組みます。

図書館・子ども科学館個別設計計画に基づき、屋上・外壁など、施設の長寿命化改修工事を実施します。市内中小企業の持続的な発展を図るため、先端設備などの導入に係る費用の一部補助を実施し、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を支援します。

EVカーシェアリング事業による電気自動車の普及啓発や「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」に対する一般家庭向けの補助など、「ゼロカーボンシティいせはら」の実現に向けた取り組みを推進します。

可燃ごみとして集積所にさらされ、焼却される草木類について、新たに収集支援システムを活用した効率的な分別収集に取り組み、ごみの減量化や資源化を促進します。

伊勢原駅北口地区における市街地再開発事業について、事業認可や組合設立認可に必要な事業計画作成な

伊勢原駅北口地区における市街地再開発事業について、事業認可や組合設立認可に必要な事業計画作成な

どを行う準備組合を支援するとともに、関係権利者の合意形成を図るほか、伊勢原大山インター土地区画整理組合に対する技術的援助や補助金交付により、土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。

都市計画道路田中笠窪線の計画的な整備に向け、詳細設計などに取り組み、安全な交通環境や歩行空間の確保に向け、通学路などの歩道整備やバリアフリー化、歩車共存道路の整備を推進します。

空き家の適切な管理に向け、実態調査を実施します。全庁業務量調査の結果を分析し、業務の効率化や人的資源の効果的な配分など、行政運営の最適化に向けた取り組みを進めます。

市民文化会館の長寿命化を図る施設改修について、公民連携による事業手法を前提に、特定天井の脱落防止対策に係る実施設計などを実施します。

国が策定した標準仕様に対応した自治体情報システムへの円滑な移行に向け、データ移行や環境構築などの準備を進めます。

市民が安心して暮らすことができるまち、誰もが暮らしやすさを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。施策の一層の推進に努め、財政の健全化に全力で取り組んでまいります。

4ら面で令和6年度予算の概要をお知らせしています

景観計画を改定

景観まちづくりの目標と方針

目 標	1	自然を生かし、大切に景観まちづくり
	2	歴史・文化を生かし、大切に景観まちづくり
	3	にぎわいを生かす景観まちづくり
	4	地域らしさを生かす景観まちづくり
	5	市民活動を生かす景観まちづくり
基本方針	方針1	景観の顔をつくる 交流やにぎわい、もてなし、歴史・文化などをテーマとして、市を代表する景観の顔をつくります
	方針2	景観の骨格をつくる 道路や河川などの空間の連続性、また、歴史・文化や大山の眺望などのつながりを生かしながら、景観の骨格をつくります
	方針3	地域らしさををつくる 「やま」「おか」「まち」「さと」の4つの地域の特色と景観資源(自然、歴史・文化、都市、生活)などそれらの特性を生かしながら、地域らしさををつくります

市では、平成21年に伊勢原市景観計画を策定し、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりに取り組んできました。これまでの景観計画の計画期間満了に伴い、新たな景観まちづくりの指針とするため、計画を改定し4月から運用を開始しました。改定した景観計画では、建築物や工作物の色彩基準を含む景観形成基準を見直しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

景観法および景観条例に基づく届出手続について

一定規模以上の建築物の新築や既存建築物の外壁の塗り替えなどの行為をする場合は、景観法および景観条例に基づく届出が必要です。計画・設計を固める前の、できるだけ早い段階でご相談ください。

良好な景観の形成に向けて

「景観まちづくり」は、建築物や工作物の色彩の工夫やまちなみとの調和のほか、玄関や庭先に草花を飾るなど、誰にでもできるまちづくりです。一人一人の取り組みが推進力となり、地域に根ざした景観まちづくりの取り組みになります。

☎都政策課 94-4742

伊勢原市自転車等駐車場整備計画案にご意見を

駅周辺の駐車場について、再配置や再整備などを定めた計画案です。パブリックコメント制度(市民意見提出制度)に基づき、ご意見を募集します。

閲覧場所 市役所1階の担当か市役所1階ロビー、図書館、市民活動サポートセンター、各公民館※市ホームページからも閲覧可

意見提出期限 4月30日(火)◇消印有効

提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を明記し郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かFAX、電子メール、または直接担当へ

◇右のQRコードからも申請できます

☎市民協働課 94-4715/97-4321

✉anzen@isehara-city.jp



電子申請ページ